

土木学会論文集特集号（土木情報学）投稿要項

(2023. 9. 1 改訂)

この投稿要項は、土木学会論文集投稿要項 (<https://committees.jsce.or.jp/jjsce/node/71>) (以下、通常号投稿要項という) を基本に、土木学会論文集特集号（土木情報学）(以下、特集号という)へ投稿するために必要な事項を示しており、特集号への投稿はこの投稿要項に従って行うこと。

なお、本要項において特に定めていない事項については通常号投稿要項を参照すること。

1. 投稿資格

当該年度の土木情報学シンポジウム講演集に掲載された講演論文の内容に、土木情報学シンポジウムでの討議やその後の知見を加え、論文あるいは報告として適切な内容とした原稿であり、掲載された講演論文の著者を投稿責任者 (corresponding author) とすること。また、原稿は著者個人の名で提出すること。

共同著作された論文の著作権は、著作がなされた時点で氏名が掲げられた複数の著者に共有される。このため著者名の表示変更（著者の順番、corresponding author の変更を含む）は認められない。

2. 原稿提出先 :

土木学会土木情報学委員会（以下、委員会という）※ 詳細は 6(2) 投稿の方法を参照すること。

3. 原稿提出期日 :

原稿は土木情報学シンポジウム終了後から約 4 週間受け付ける（年 1 回）。詳細は委員会のホームページ (<http://committees.jsce.or.jp/cceips/>) や土木学会会告を参照すること。

4. 投稿原稿

著者は土木学会倫理規定（土木技術者の倫理規定）を遵守し、以下と併せて別途定める土木学会論文集の倫理基準に従って論文を作成しなくてはならない。

(1) 対象範囲

特集号で扱う論文・報告は、土木情報学※に関するものを対象に、土木工学の進歩及び土木事業の発達並びに土木技術者の資質向上に寄与する内容として認められるものとする。このため学術研究論文ばかりではなく、実用性の面で土木技術に寄与する論文・報告も積極的に採用する。ただし、対象範囲を逸脱していると判断された論文・報告は、当委員会では採用しない。この方針を十分理解の上、原稿を作成し、投稿すること。

※ 土木分野における「情報」に着目し、その取得、生成、処理、蓄積、流通、活用を図るための理論と技術を探求する学問

(2) 原稿区分

原稿区分および内容は次のとおりとする。

a) 論文

理論的または実証的な研究・技術成果、あるいはそれらを統合した知見を示すものであって、独創性があり、論文として完結した体裁を整えていること。

b) 報告

調査・計画・設計・施工・現場計測などの報告で、技術的・工学的に有益な内容を含むもの。

c) 討議

- ① 発表された論文、報告に関連した討議者の研究・技術成果。
- ② 同じく、発表された論文、報告についての意見または質問。

(3) 原稿の具備すべき条件

「土木情報学シンポジウム講演集」に掲載された講演論文を対象とした論文集であることから、講演論文に、シンポジウムでの討議やその後の知見を加え、論文あるいは報告として適切な内容としたものの投稿を受け付ける。

また、6. 投稿原稿の書き方に示す形式に従つたもののみを受け付ける。

その他に具備すべき条件として考えられるのは、

- a) 正確であること
- b) 客観的に記述されていること
- c) 内容、記述について十分な推敲がなされていること
- d) 未発表であること（土木情報学シンポジウム講演集を除くが、講演集の発表原稿と混同しないよう、同一のタイトルは避けること）
- e) 他学協会誌、等へ二重に投稿していないこと

の5点があげられる。ただし d)に関しては、既に発表した内容を含む原稿でも、次のいずれかの項目に該当する場合は投稿を受け付ける。

- a) 新たな知見が加味され再構成されたもの。
- b) 限られた読者にしか配布されない刊行物、資料に発表された内容をもとに、再構成されたもの。

また、e)に関しては以下の要件を満たしている他言語の論文については、二次出版を認める場合がある。

- a) 双方の雑誌の編集者が承認している。
- b) 一次出版と二次出版との間隔は一次出版の優先権を尊重するのに十分である。
- c) 二次出版される論文の対象は、一次出版とは異なる読者層である。
- d) 二次出版の論文のタイトル、著者、内容は一次出版と同じであり、一次出版された論文の二次出版であることが明記されている。

個々の論文がこれらに該当するか否かの判断は委員会で行う。この判断を容易にし、また正確を期すため、投稿にあたっては、既発表の内容を含む場合、あるいは関連した内容の場合には、これまでどの部分を、どの程度、どこの刊行物に発表してあるかを論文中に明確に記述すること。

なお、ひとつの論文は、それだけで独立した完結したものでなければならない。非常に大部な論文を連載形式で掲載することはできない。

(4) 原稿のまとめ方

原稿は次のようにまとめること。

- a) 目的を明示するとともに、重点がどこにあるかが容易にわかるように記述すること。
- b) 既往の研究・技術との関連を明らかにすること。すなわち、従来の研究・技術のどの部分を発展させたのかどのような点がユニークなのかを示すこと。
- c) 原稿は要点をよくしづり、簡潔に記述すること。

原稿は、例えば次のような順序で記述するとよいと考えられる。

- ① 目的
 - ② 方法
 - ③ 結果と考察
 - ④ 結論
- d) 論文のタイトルは簡潔で、その内容を十分に明らかに表現するものとすること。長い論文を分割して、その1、その2…とする連載形式は認めない。

(5) 掲載料

区分 a)論文、b)報告の掲載にあたって、著者は以下に示す経費を掲載料として負担すること。

| ページ数 | 掲載料 |
|-------|-------------------|
| 6-8 | 35,000円 |
| 9-10 | 45,000円 |
| 11-20 | 1ページ当たり10,000円を加算 |

注 1) J-Stage に論文を掲載する際に必要な諸費用は別途徴収する。

注2) 第1著者が土木学会の非会員の場合は1万円を加算する。

5. 査読

(1) 査読の目的

投稿原稿が、特集号に掲載される原稿として、ふさわしいものであるかどうかを判定するための資料を提供することを目的として査読が行われる。査読に伴って見出された疑義や不明な事項について修正をお願いすることがある。ただし、原稿の内容に対する責任は本来著者が負うべきものであり、その価値は一般読者が判断すべきものである。また、委員会委員および査読者は別途定める土木学会論文集の倫理基準に従って論文を審査、査読しなくてはならない。

(2) 査読員

査読は委員会の指名した原則3名の査読員が行う。

(3) 査読手続

- a) 投稿原稿に対し、委員会は査読を行って掲載の可否を決定する。原稿の内容については、原則1回のみ修正を求めることがあるが、十分な修正がなされていない場合は、再度修正を求めることや不採用（返却）とすることがある。また、掲載通知後に論文の体裁の修正を求めることがある。
- b) 投稿原稿は、修正を依頼した原稿を含め、委員会が指定した方法で投稿すること。
- c) 委員会が指定した期間以外の投稿は一切認めない。

(4) 査読の方法

査読は別に定める査読要領 (<https://committees.jsce.or.jp/jjsce/node/73>) によって行われる。その際、投稿原稿が土木情報学の分野においていかなる位置づけにあるか、新しい観点からなされた内容を含んでいるか、研究・技術成果の貢献度が大きいか、等の点について以下の項目に照らして客観的に評価する。

□ 新規性：内容が公知、既発表または既知のことから容易には導き得るものでないこと。

以下に示すような事項に該当する場合は新規性があると評価される。

- ・ 主題、内容、手法に独創性がある。
- ・ 学界、社会に重要な問題を提起している。
- ・ 現象の解明に大きく貢献している。
- ・ 技術者の教育・人材の育成に新たな貢献をしている。
- ・ 創意工夫に満ちた計画、設計、工事等について貴重な技術的検討、経験が提示されている。
- ・ 困難な研究・技術的検討をなしとげた貴重な成果が盛られている。
- ・ 時宜を得た主題について総合的に整理し、新しい知見と見解を提示している。
- ・ その他

□ 有用性：内容が学術上、工学上、その他実用上何らかの意味で価値があること。

以下に示すような事項に該当する場合は有用性があると評価される。

- ・ 主題、内容が時宜を得て有用である、もしくは、有用な問題提起を行っている。
- ・ 研究・技術の成果の応用性、有用性、発展性が大きい。
- ・ 研究・技術の成果は有用な情報を与えている。
- ・ 当該分野での研究・技術のすぐれた体系化をはかり、将来の展望を与えていたる。
- ・ 研究・技術の成果は実務にとり入れられる価値を持っている。
- ・ 今後の実験、調査、計画、設計、工事等にとり入れる価値がある。
- ・ 問題の提起、試論またはそれに対する意見として有用である。
- ・ 実験、実測のデータで研究、工事等の参考として寄与する。
- ・ 新しい数表、図表で応用に便利である。
- ・ 教育企画・人材育成上への取り組みに対する有用な成果を含んでいる。
- ・ その他

□ 完成度：内容が読者に理解できるように簡潔、明瞭、かつ、平易に記述されていること。

この場合、文章の表現に格調の高さ等は必要としないが、次のような点について留意して評価する。

- ・ 全体の構成が適切である。
- ・ 目的と結果が明確である。
- ・ 既往の研究・技術との関連性は明確である。
- ・ 文章表現は適切である。
- ・ 図・表はわかりやすく作られている。
- ・ 全体的に冗長になっていないか。
- ・ 図・表等の数が適切である。
- ・ その他

□ **信頼度**：内容に重大な誤りがなく、また読者から見て信用のおけるものであること。

信頼度の評価については、計算等の過程を逐一たどるようなことは必要としないが、次のような点について留意して客観的に評価する。

- ・ 重要な文献が落ちなく引用され、公平に評価されているか。
- ・ 従来からの技術や研究成果との比較や評価がなされ、適正な結論が導かれているか。
- ・ 実験や解析、あるいは、計画や設計などの条件が明確に記述されているか。
- ・ その他

(5) **登載の条件**

登載可否の判定は、査読結果に基づいて委員会で行う。修正意見があれば、委員会で検討のうえ、修正依頼を行う。修正意見に対して著者が十分な回答を行ったかどうかは、委員会で判断する。必要があれば再査読をお願いすることもある。

(6) **討議**

討議の内容が委員会によって適当と判断された場合には、原著者に回答依頼をする。回答原稿が提出され、委員会によって両者の内容が適当と判断された時点で掲載する。

6. 投稿原稿の書き方

(1) 投稿原稿は、十分に推敲されたものでなければならない。また、投稿原稿は、和文・英文いずれかに限る。

(2) **投稿の方法**

投稿は電子投稿（WEB 投稿）に限る。論文等を投稿する際は、委員会ホームページおよび土木学会論文集のホームページ (<http://www.jsce.or.jp/collection/index.html>) を参照して、PDF 化した論文をインターネット (<https://jjsce.jp/>) より投稿する。投稿は、corresponding author が行い、corresponding author は原稿が審査を経て最終的に掲載されるまで、責任を持って対応するものとする。

(3) **ページ数**

投稿原稿の標準的なページ数は 8 ページ、また、許容されるページ数は 6–20 ページとする。

(4) **原稿の書式など**

土木学会論文集の各種書式 (<http://committees.jsce.or.jp/jjsce/pform>) の原稿作成例の書式に従うこと。

また、合わせて原稿作成上の注意 (<http://committees.jsce.or.jp/jjsce/notes>) および PDF ファイルの作成の手引き (<http://committees.jsce.or.jp/jjsce/ptebiki>) を確認し、従うこと。

(5) **著者表示および連絡先**

勤務先および連絡先は投稿時のものを記入すること。査読期間中に所属・住所等に変更があった場合には、最終原稿提出時に修正してもよい。また、corresponding author の E-mail アドレスは必須であり、その他の著者も E-mail アドレスを記載するのがよい。

(6) **要旨**

和文原稿の場合は 350 字以内の和文要旨を論文の最初につけると共に、論文の最後に 300 ワード以内の英文要旨をつけること。これらの要旨を記載するに当たっては、一般的な記述ではなく、得られた研究成果の要点を具体的に述べることに努めること。とりわけ和文論文の英文要旨は、国外への成果の発信の面で重要であるので、研究の成果が

その内容に十分反映されるようにすること。また、英文論文の場合は300ワード以内の英文要旨のみを論文の最初につけること。

(7) キーワード

論文内容を十分に表わすキーワードを英語で5つ程度選んで要旨の下に記入すること。

なお、キーワードの先頭文字は固有名詞・略語などを除いて小文字とすること。

(8) 文章および章・節・項

文章は口語体で、基本的に「である調」で統一すること。特に英文もしくは片仮名書きを必要とする部分以外は、漢字まじり平仮名書きとする。私的な表現、広告、宣伝に類する内容の記載は避けること。

章、節、項の見出しの数字は次のように統一する。これ以外の見出しあは用いないこと。

1., 2., 3. 章（上に2行、下に1行程度空ける）

(1), (2), (3) 節（上だけに1行程度空ける）

a), b), c) 項（上下とも行は空けない）

見出し語はゴシック体（英文論文の場合は**bold**）にし、左詰めで書く。

(9) 式および記号

式や図に使われる文字、記号、単位記号などは、できるだけ常識的な記号を使い、必要に応じて記号の一覧表を付録としてつける。数式はできるだけ簡単な形でまとめて、式の展開や誘導の部分を少なくして文章で補うこと。式を書く場合には、記号が最初に現われる箇所に記号の定義を文章で表現して使うこと。また、同一記号を2つ以上の意味で使うことは避けること。

(10) 単位系

単位は原則としてSI単位を使用すること。従来単位系を用いる場合は、かつて書きで併記すること。

例： 9.8 kN/m³ (1 tf/m³)

0.49 MPa (5 kgf/cm²)

(11) 年代

西暦での記述を基本とするが、日本の歴史を扱う場合などは時代を把握しやすくするために、必要に応じてかつて書きで和暦を併記すること。

例： 1940（昭和15）年

(12) 図・表・写真

a) 本文が和文であっても、図・表・写真的表題および図中の文字は、英語を使用してもよい。

b) 図・表・写真是、それらを最初に引用する文章と同じページに置くことを原則とする。また、図・表・写真的横（余白）には本文は組込まない。

c) 図・写真についてはカラーも可能。解像度は、モノクロ画像で1200dpi、カラー／グレースケール画像で300dpiを推奨する。あまり解像度を大きく設定すると著しくファイルサイズが大きくなるのでご注意すること。

d) 図・表・写真を他の著作物から引用する場合は、出典を必ず明記するとともに、事前に原著者の了承を必ず得ることが必要である。引用図表を修正・加筆した場合はそれがわかるように示すこと。

e) 図の製図方法は、原則として『土木製図基準』（土木学会編）を参照すること。仕上がりを考えて線の太さや文字の大きさを考えること。文字は、仕上がりで1.5～2mmとなるのが標準で、また、記号類は小さすぎないように少し大きめに描くようにすること。

f) 図・表・写真的番号は文中も含めて図-1のようにゴシック体とする。（キャプションは明朝体）

(13) 参考文献・注釈など

参考文献は入手可能なものに限り、投稿中の論文などは引用してはならない。

また、掲載可となった論文は電子ジャーナルとして公開され、論文中の参考文献についてはクロスリファレンス機能が個別に付加される。参考文献のリンク間違いを防ぐために、以下に示す書式や記載場所等に関する注意事項を必ず守ること。

a) 参考にした文献は引用順に番号をつけて本文末のREFERENCESにまとめて記載し、本文中にはその番号を右肩上に示して文末の文献と対応させること。

- b) REFERENCES は、論文掲載後に時間が経過しても入手可能なものだけを挙げること。インターネット上のホームページについても、半永久的にたどれるものに限る。私信なども含めそれ以外は、本文末の REFERENCES に挙げずに NOTES で示すこと。
- c) REFERENCES の書き方は、著者名、論文名、雑誌名（書名）、巻号、ページ、発行年の順に記入すること。英文の雑誌の場合、著者名は姓、名（名はイニシャル）とする。著者数が多い場合でも参考文献リストには全ての著者名を記載すること。ただし、本文中で引用する場合には、3名以上の場合に限り、第一著者のみを書き、あとを“ほか”もしくは“*et al*”などと省略してもよい。単行本の場合は、著者名、書名、ページ、発行所、発行年とする。英文の単行本の場合は、書名は各単語とも頭文字は大文字とする。雑誌名、書名はイタリック体にする。詳細については記入例を参考にすること。
- d) 既往研究としての REFERENCES 以外に、根拠資料や史的研究の資料としての文献を示す場合には、REFERENCES とは別に引用箇所でこのように^{注1)}上付き文字で指示し、NOTES として REFERENCES の前にリストを示すこと。NOTES には本文に対するその他の文末注も含めることができる。そのため NOTES の書式は、本文に補足すべき十分な情報を含めれば特に規定をしないものとする。ただし、根拠資料や史的研究の資料としての文献以外の NOTES はできるだけ避け、本文中で説明をするか、もしくは本文の流れと関係ない場合には付録として本文末尾に置くこと。
- e) Web ページ（インターネット上のホームページ）を参考文献とする場合は、著者名、Web ページタイトル、URL、入手（アクセス）日の順に記入する。URL は⟨⟩で、入手日は () で括る。また、文献はプリントアウトして査読判定が確定されるまでは保存すること。
- f) REFERENCES の文献は英語表記とし、和文の場合は [] 内に英文併記とする。
- g) NOTES は文献通りの表記とする。詳細については以下の記入例を参考にすること。

【REFERENCES と NOTES の記入例】

NOTES

- 注 1) 1933 (昭和 8) 年 7 月 20 日発都第 15 号地方長官・都市計画地方委員会長宛内務次官通牒「都市計畫調査資料及計畫標準ニ關スル件」。
- 注 2) 街路計畫を初めて決定した 1947 年以降の都市計畫資料は高山市に保存されているが、1934 年および 1936 年の初期都市計畫に関する理由などを示す計畫資料は、管見の限り遺っていないか存在しない。
- 注 3) International Town Planning Conference Amsterdam, Part II Report pp.55-56, 1924.
- 注 4) 田村剛『現代都市の公園計畫』内務省衛生局、1921.4.
- 注 5) 『大名田町々勢要覧』(大名田町、1936) に掲載される《大名田町市街部之圖》。
- 注 6) 庭園協会『庭園』4 (3), p.31, 1922.3.
- 注 7) 直井佐兵衛「山都高山」(『都市問題』東京市政調査会、第二十四卷、第一号、pp.63-65, 1937.1)。

REFERENCES

- 1) 本間仁、安芸皓一：物部水理学、pp.430-463、岩波書店、1962. [Honma, S. and Aki, K.: *Mononobe Suirigaku*, pp.430-463, Iwanami Shoten, 1962.]
- 2) 日本道路協会：道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編、pp.110-119, 1996. [Japan Road Association: *Dorokyoshishosyo & Doukaisetsu IV Kabukouzo-hen*, pp.110-119, 1996.]
- 3) Shepard, F. P. and Inman, D. L.: Nearshore water circulation related to bottom topography and wave refraction, *Trans. AGU*, Vol.31, No.2, 1950.
- 4) C. R. ワイリー（富久泰明訳）：工学数学（上），pp.123-140、ブレイン図書、1973. [Wylie, C. R. (translated by Tomihisa, Y.): *Advanced Engineering Mathematic*, Brain-tosho, 1973.]
- 5) Smith, W.: Cellular phone positioning and travel times estimates, *Proc. of 8th ITS World Congress*, CDROM, 2000.
- 6) 後藤尚男、亀田弘行：地震時における最大地動の確率論的研究、土木学会論文集、1968 卷、159 号、pp. 1-12, 1968. [Goto, H. and Kameda, H. : A statistical study of the maximum ground motion in strong earthquakes, *Transaction of the Japan Society of Civil Engineers*, Vol. 1968, Issue 159, pp. 1-12, 1968.]
- 7) 土木学会土木情報学委員会：委員会概要、<<http://committees.jsce.or.jp/cceips/about/>>、(入手 2014.6.17) . [Japan

(14) 謝辞・付録

研究資金提供元や助言などの著者以外の論文への貢献については「謝辞」に示すこと。「謝辞」は「結論」の後に置く。「付録」がある場合は、「謝辞」の後とする。

7. 公表された論文の誤植訂正

刊行後判明した著者の責任による軽微な誤植については、訂正記事の掲載はしないので、原稿作成にあたっては十分注意すること。

8. 著作権の帰属（譲渡）

特集号に掲載された著作物の著作財産権（著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権及び演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）および第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利を含む）は本会に帰属（譲渡）する。また、著作者は、①論文集に掲載された著作物が第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネームおよびその他の知的財産権ならびにこれらの出願または登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、および②論文集に掲載された著作物が共同著作物である場合には、本会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する必要がある。なお、著作者人格権（著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）および第20条（同一性保持等）に定めるすべての権利）の不行使、著作者による著作物の使用等、著作権に関する詳細については、本会が定める「土木学会著作権に関する規則（平成26年9月26日施行）」を参照すること。

9. その他

- (1) 投稿原稿は、電子投稿後、受付番号が通知された日付を受付日とし、REFERENCES の後に、日付を(Received July 1, 20XX)のように書く。
- (2) 投稿原稿は、採択が通知された日を登載可決定日とし、受付日の後に日付を(Accepted July 1, 20XX)のように書く。
- (3) 投稿原稿は、体裁上最小限必要とされる条件が満足されているかどうかのチェックがなされ、これが満足されていない場合は受け付けを一時保留し、原稿を返送するか、もしくは著者に問合せを行う。
- (4) 個々の原稿についての査読員名および査読内容は一切公表しない。
- (5) 登載可決定後、速やかに最終原稿が提出されない場合、登載可決定が取り消され返却されることがある。
- (6) 最終原稿提出後、掲載論文作成に伴う校正依頼に速やかに対応がなされない場合、登載可決定が取り消され返却されることがある。
- (7) 投稿原稿の受付に関する問合せは下記の係まで照会すること。

公益社団法人 土木学会 研究事業課 土木情報学委員会事務局担当

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目外濠公園内

TEL. : 03-3355-3559 FAX. : 03-5379-0125

E-mail:edi@jsce.or.jp

付記

本要項は2023年9月1日以降に受け付ける原稿に適用する。

2011年（平成23年）6月14日 制定

2012年（平成24年）6月19日 委員会名称の変更に合わせて改訂

| | |
|-------------------|------------------------------------|
| 2014年（平成26年）5月26日 | 土木学会論文集F3特集号投稿の手引き及び査読基準と統合の上、一部修正 |
| 2015年（平成27年）7月9日 | 一部修正 |
| 2016年（平成28年）9月2日 | 一部修正 |
| 2018年（平成30年）9月10日 | 一部修正 |
| 2019年（令和元年）6月28日 | 一部修正 |
| 2020年（令和2年）9月1日 | 一部修正 |
| 2022年（令和4年）9月1日 | 一部修正 |
| 2023年（令和5年）9月1日 | 一部修正 |